その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier２資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）

1　「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第２項に規定する区分等を定める命令第１条第４項に規定する連結自己資本比率をいう。

2　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3　「自己資本比率改正告示」とは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成24年３月30日金融庁・農林水産省告示第12号）をいう。

4　本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第５条第１項又は第７条第１項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

5　「その他Tier１資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

6　「Tier２資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

7　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

8　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則（次項において「新農林中央金庫法施行規則」という。）別紙様式第二号、別紙様式第六号及び別紙様式第八号から別紙様式第十号までは、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新農林中央金庫法施行規則別紙様式第八号から別紙様式第十号までの自己資本比率の状況の項目については、平成二十五年三月三十一日前に終了した事業年度に係るものについては記載することを要しない。

告　示

○金融庁告示第十七号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第五号ニ等及び金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十八第一項の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十五号）及び金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十八日　　金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第一条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を次のように改正する。

第一条中「連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示」に改める。

第二条第一項中「次項に定める」の下に「自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中第一号及び第二号ヘを削り、同号ト中「第十四条」を「第十四条各号」に、「第六条第五号」を「第六条第一項第七号」に改め、同号トを同号ヘとし、同号ヲを同項第一号とし、同項第三号ヘ中「第二十条第一項第二号及び第五号」を「第七十九条の五第二項第二号、第百二十五条、第百七十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条」に改め、「又は第四十三条第一項第二号及び第五号（自己資本比率告示第百二十七条及び第百三十六条第二項において準用する場合に限る。）」を削り、「資本控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号イ(9)及びロ(3)中「自己資本から控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号ハ(9)及びニ(4)中「自己資